



# 熊本県公報

号外第 41 号

平成 22 年 12 月 22 日 (水)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 賴

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則 ..... (人事委員会) 1

### 登 載 依 賴

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 12 月 22 日

熊本県人事委員会委員長 北川正

### 熊本県人事委員会規則第 34 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則（昭和 63 年熊本県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「給与の特例」を「給与」に改め、同条第 1 項を次のように改める。一般の派遣職員（条例第 4 条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿泊手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。）が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額（以下「報酬年額」という。）が、外務公務員俸給等相当年額（当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当（当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国外務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和 27 年法律第 93 号。以下「外務公務員給与法」という。）の規定により配偶者手当が支給されることとなる手当、扶養手当、勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることは、在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。）に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに 100 分の 100 以内を乗じて得た額とする。

第 3 条第 5 項を同条第 7 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前 5 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「月額」を「年額」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たつては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあっては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。

3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たつては、一般的派遣職員が、熊本県一般職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号。以下「一般職員給与条例」という。）第 5 条第 4 項、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校給与条例」という。）第 6 条第 4 項又は熊本市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 20 号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第 6 条第 4 項の規定により市町村立学校給与条例第 6 条第 5 項及び市町村立学校給与条例第 6 条第 6 項第 5 項及び市町村立学校給与条例第 6 条第 6 項第 5 項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

8 第 1 項、第 6 項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100 分の 1 未満の端数があつてはならないものとする。

附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(改正条例附則第2項の人事委員会規則で定める職員)
- 2 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（平成22年熊本県条例第50号。以下「改正条例」という。）附則第2項の人事委員会規則で定める職員は、改正条例の施行の日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。  
(改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員)
- 3 改正条例附則第3項の人事委員会規則で定める職員は、新たに派遣され、又は派遣の期間が更新された日以後に人事委員会が特に給与の額の計算の基礎となる支給割合を変更する必要があると認めた職員とする。  
(給与の額の計算)
- 4 前2項のいずれかに該当した職員の給与は、人事委員会が適當と認める日を当該職員の派遣の日とみなして第3条第1項から第5項までの規定を適用して得た額とする。